

**「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり
等に関する条例」(素案) に対する市民意見の概要と
札幌市の考え方、及び同条例(案)の策定について**

平成 21 年 (2009 年) 2 月
札幌市市民まちづくり局地域振興部

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」(素案) について寄せられたご意見と札幌市の考え方を公表いたします。

平成 20 年 (2008 年) 10 月 31 日から平成 20 年 (2008 年) 11 月 30 日までの 31 日間にわたり、「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」(素案) についてのご意見を募集させていただいたところ、市民の皆さんから合計 187 件の貴重なご意見をいただくことができました。

以下、お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

- 1 資料配布方法・配布数 … 区役所、まちづくりセンター等での配置、関係団体への配布等 1,005 部
- 2 意見提出者数 … 64 人(団体含む)
- 3 寄せられた意見の内訳・件数 … 計 187 件

犯罪のない安全で安心なまちづくり又は条例の制定全般に関すること	57 件
条例素案の内容に関すること	113 件
目的、定義及び基本理念に関すること	39 件
市民、事業者及び市の役割に関すること	15 件
基本計画の策定に関すること	8 件
市の施策に関すること	42 件
広報及び啓発・市民の取組への支援	21 件
公共施設の整備等	1 件
連携体制の整備	14 件
犯罪被害者等への支援	6 件
犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会に関すること	7 件
素案に掲げた事柄以外に関すること	2 件
条例素案に関すること以外のその他の意見	17 件
合 計	187 件

4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

【犯罪のない安全で安心なまちづくり又は条例の制定全般に関すること（57件）】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めること又はそのための条例を制定することに賛成。</p> <p>(24件)</p>	<p>条例の制定後、これまで以上に、市民、事業者及び市が連携・協力して、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取組や環境づくりを進めるとともに、犯罪被害に遭われた方への支援を実施していくことで、安全に安心して暮らせるまちを目指してまいります。</p>
2	<p>この条例が安全で安心なまちづくりの推進力となることを期待する。(4件)</p>	
3	<p>条例の早期制定を望む。(3件)</p>	
4	<p>札幌市でもこの種の条例の制定により、広く市民に周知されることで防犯意識の高揚が期待される。</p> <p>(1件)</p>	
5	<p>条例案に盛り込む事柄等は、詳細に吟味、討議、熟考されたと思われる。(1件)</p>	
6	<p>刑法犯認知件数が減少傾向にある中で、本条例を策定する必要性について。(2件)</p>	<p>今回のパブリックコメントを実施するにあたって公表した資料のP3「1 策定の背景」にもありますとおり、札幌市内の刑法犯認知件数は、平成13年以降減少傾向にあります。平成19年で未だに27,840件、1日あたりに換算すると、76件もの犯罪が発生しております。</p> <p>また、札幌市の調査では、身近な犯罪の被害に遭う不安を感じている市民が7割を超えていました。</p> <p>さらに、地域において、防犯に関する自主的な活動が活発に行われている中で、さまざまな課題を抱えていることがわかりました。</p> <p>以上のことから、防犯に対する市の姿勢を明確にするとともに、市民、事業者と一体となって取組を進めていくためにこの条例を策定するものであり、特定の犯罪が増加し、それに対応するために策定するものではございません。</p>
7	<p>札幌市では、どのような犯罪がいつから増加した結果、この条例を策定する必要があるのか。(1件)</p>	

8	<p>この条例は、市民に道徳意識を押しつけること、また、公権力の規制に重きを置いた近代立憲主義を形骸化しかねないこと、さらに警察の仕事を家庭や地域などに肩代わりさせる無責任な政策であることなど、問題である。(1件)</p>	
9	<p>この条例は、市民のプライバシーを侵害し、人権を損なうおそれがあり、また、市民の活動が警察に従属させられてしまう懸念がある。 (1件)</p>	<p>この条例の目的は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することであります。</p>
10	<p>警察の仕事を肩代わりするような市民を巻き込んだ「市民相互監視社会」を目的とする本条例を作るべきではないし、防犯会社や監視カメラ業者のための壮大な公共事業に手を貸すだけである。(1件)</p>	<p>また、不当な監視や干渉が起きないように、「プライバシーに配慮する」、「お互いが支えあう暮らしやすいまちの実現につながるようにする」という内容を「基本理念」で掲げております。</p>
11	<p>監視社会づくりに市民を動員する条例制定に反対する。(2件)</p>	
12	<p>この条例が、地域防犯団体の活動の方法によっては「市民の私生活」を不当に干渉したり、妨害する根拠になりうる可能性があり、アジア太平洋戦争終戦前の「となり組」制度を想起させるものである。(2件)</p>	
13	<p>地域防犯活動団体間の連携促進、消費者教育・消費者被害相談などは、この条例がなくともできるはずである。(1件)</p>	<p>市民、事業者及び市が、安全で安心なまちづくりに向けた理念を共有し、将来に向け、連携・協力しながら取組を進めていくためにも、基本的なルールや仕組を条例という形で市民と約束し、しっかりと位置づけることが適切であると考えております。</p>

14	<p>条例検討懇談会の委員には、この条例に批判的な人を選ばず、制定ありきのものであり、手続上問題である。(1件)</p>	<p>今回のパブリックコメントを実施するにあたって公表した資料のP3「1策定の背景」から、条例の制定が必要であると判断し、安全で安心なまちづくりを進めるに当たって必要となる考え方などについて、さまざまな立場の方から意見を伺うために、条例検討懇談会を設置いたしました。</p>
15	<p>この条例に異議・疑問を持つ市民の意見を一切無視して制定しようとしている。(1件)</p>	<p>また、この他にも、地域防犯団体へのヒアリングやアンケート調査、シンポジウム、さらにパブリックコメントにより、多くの市民の皆さんからご意見を伺う機会を設けてまいりました。</p>
16	<p>条例検討懇談会の議事録、付属資料、財政支出等を公開すべき。 (1件)</p>	<p>わかりやすさに配慮し、概要としてとりまとめた議事内容と付属資料は、ホームページで公開しております。</p> <p>また、経費の支出に関しても個人情報等の非公開内容を除き、請求手続に基づき原則公開されるものです。</p>
17	<p>条例検討懇談会で提言された行政の改革点、不備な政策は事務方がそれぞれの部署に連絡をすべき。 (1件)</p>	<p>条例検討懇談会と並行して、庁内の検討会議を随時開催し、この検討懇談会で出された意見を関係部署に情報提供しております。</p>
18	<p>他に類を見ないほど非常に重要な条例内容なので、たった5回の条例検討懇談会で結論を出すのは不可能であり、もっと時間をかけ、条例条項が具体になった時点で、再度市民意見の募集を行うことを求める。(1件)</p>	<p>地域防犯団体へのヒアリングやアンケート調査、条例検討懇談会、シンポジウムにより、多くの市民の皆さんからご意見を伺う機会を設けてまいりました。</p>
19	<p>実際の条項や逐条解説を提示し、各町内会の意見を募集すべき。 (1件)</p>	<p>このような過程を経て策定した条例素案は、条例案に盛り込む内容を十分具体化したものとなっており、条例案の策定に向けて、このたびのパブリックコメントを実施したものでありますので、ご理解をお願いします。</p>
20	<p>条例の制定にあたって、地域住民等の意見をよく聞いて、地域に密着した条例にしてもらいたい。 (1件)</p>	<p>なお、条例制定後も市民の皆さんのご意見を伺いながら取組を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p>

21	<p>犯罪の多くが窃盗犯であるにも関わらず、条例制定の背景では、それが強盗殺人・凶悪犯罪であるかのような前提で、危険がそこいら中にあるように記載されていることが認識不足であり、市民の不安をあおって、本条例が必要と誘導している。(1件)</p>	
22	<p>犯罪に遭遇する市民の不安感などという、人それぞれ捉え方の異なる主観的な理由を挙げているが、理由として客観性がなく、立法事実として弱い。(3件)</p>	<p>今回のパブリックコメントを実施するにあたって公表した資料のP3「1策定の背景」において、市民の意識以外に客観的なデータとして札幌市内の一般刑法犯認知件数等及び地域防犯活動団体の状況をお示ししたものであり、窃盗犯を強盗殺人であるかのような前提とはしておりません。</p> <p>なお、犯罪の種類・手口の別に関わらず、犯罪に対する不安を感じる市民を一人でも少なくすることが、この条例のねらいの一つであります。</p>
23	<p>条例制定の具体的な必要性について、明確にしてほしい。(1件)</p>	
24	<p>この条例では、犯罪企図者(犯罪を行おうとする人)を通報したり、監視することになるが、「犯罪企図者」の定義は何か。あいまいな定義で防犯活動を推奨することは、市民全員を「犯罪を犯すかもしれない人」と見なして監視することになる。(1件)</p>	<p>この条例の目的は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することであり、犯罪企図者や不審者を監視することを目的とするものではございません。</p>

【条例素案の内容に関すること（113件）】

＜目的、定義及び基本理念に関すること（39件）＞		
No.	意見の概要	札幌市の考え方
25	条例の名称にある「等」は何を意味するのか。（2件）	「犯罪被害者等への支援」を示します。
26	条例の名称にある「犯罪」とはどのような定義で使用しているのか。（1件）	犯罪とは、罪刑法定主義の原理により、あらかじめ法律によって罪として定められている違法かつ有責な、人の行為のこととして使用しております。
27	犯罪以外の地域の危険全般を改善する条例にしてほしいので、名称から「犯罪のない」を削除すべきではないか。「犯罪のない」を入れる場合は、この条例でいう犯罪の意義を明確にすべきではないか。（1件）	この条例は、パブリックコメントを実施するにあたって公表した資料のP3からP4に記載したとおりの背景・必要性により制定することとしたものであることから、広範な概念を有する「安全・安心」のうち、犯罪の未然防止という観点を明確にするために「犯罪のない」という表現を加えることとしております。
28	この条例が適用される範囲はどうなるのか。（1件）	市内に住所を有する方、市内で働き、又は学ぶ方、市内において事業活動その他の活動を行う方又は団体に適用されます。
29	本素案の「安全で安心なまち」とは、どのようなまちを想定しているのか。具体的かつ平易に明示すべき。（2件）	地域における自主的な防犯活動を多くの市民や事業者が支え、市は、ソフト面から必要な活動支援を行うとともに、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備を行ってまいります。こうした取組を通じて、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なくなり、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現を目指しております。
30	「安心」はそれぞれの市民の心の中の問題である。市民によって内容が大きく異なる「安心」について、どのような具体的基準を設ける予定なのか。 基準を設けられないような概念は法律用語として不適當であり、条例に使用すべきではないため、条例から「安心」の文言を削除すべき。（1件）	条例に掲げているさまざまな施策を進めることによって、犯罪被害に遭う市民と身近な犯罪に対する不安を感じる市民を一人でも少なくすることで、安全で安心なまちを目指してまいりたいと考えており、ご意見のような「安心」の基準を設ける考えはございません。

31	「目的」、「定義」、「基本理念」から美辞麗句を排すべき。(1件)	「目的」は条例全体の解釈・運用の指針として、「定義」は条例の中で用いる用語の解釈上の疑義が出ないようにするものとして、また、「基本理念」は条例の基本的な考え方を示すものとしてそれぞれ規定しておりますので、ご理解をお願いします。
32	犯罪を誘発する機会とは何か。今ある経済格差や貧困問題、政治・政策の無策を解決することが先決である。(3件)	犯罪防止の考え方には2つの観点があるといわれており、1つは犯罪者が犯罪を起こした原因をつきとめることによって犯罪を防止しようとする、犯罪者に主眼を置くもの、もう1つは時間帯や周囲の人間の有無、見通しの良し悪しなどによって犯罪が遂行されやすい状況である犯罪を誘発する機会を犯罪者に与えないことによって犯罪を未然に防止しようとする、状況や環境に主眼を置いているものであります。
33	教育を根本から見直すなど、犯罪者を生み出さない対策が必要ではないか。(6件)	<p>前者については、犯罪を減少させていくための重要な取組ではありますが、人間が犯罪を行った原因を解明し、その原因を解消するのはかなりの困難性を伴うといわれております。</p> <p>後者については、市民の日常の取組や地域での活動、公共空間での防犯に配慮した環境整備などの具体的な取組により、犯罪機会の減少に効果があるといわれております。</p> <p>そこで、この条例では、後者の犯罪を誘発する機会を減らす取組を中心に進めることとしております。</p> <p>なお、生活難や経済難といった犯罪者の境遇に着目した対策については、住民福祉の向上、生活の質の向上という幅広い行政施策の中で対応していくことが相応しいと考えております。</p>
34	基本理念に掲げている他分野との連携に、防犯の分野も加えてほしい。(1件)	基本理念において、連携・協力が原則となることを掲げるとともに、市の基本施策としても防犯分野に関する「連携体制の整備」を掲げております。

35	<p>住民の意識等を強調している基本理念の内容に共感できる。</p> <p>(1件)</p>	
36	<p>市には、市民の活動の自主性を尊重してほしい。(2件)</p>	
37	<p>地域活動者(町内会役員等)は、地域の実情に沿った防犯活動をもっと行うようにすべき。(1件)</p>	
38	<p>交通安全の分野と連携するなど、行政は縦割りをなくして地域の安全を守ってほしい。(1件)</p>	
39	<p>防災、福祉、子育てといった分野と共に取組を進めていくことが大切である。(2件)</p>	
40	<p>高齢者、一人暮らしの方に対する支援を強化するためにも、町内が明るく絆のある地域づくりを重要な課題として早急に取り組むべき。(1件)</p>	<p>いただいたご意見の趣旨については、条例検討懇談会においても活発に意見交換が行われ、札幌市としても非常に重要な事柄であると認識したところであります。</p>
41	<p>安全で安心なまちづくりには、「地域の絆を大切にしたまちづくり」がもっとも必要である。(5件)</p>	<p>この検討懇談会で提出された意見を踏まえ、札幌市では、このたびの条例における基本理念を掲げたところでありますので、条例制定後は、この基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりを着実に進めてまいります。</p>
42	<p>市民の犯罪に対する不安を解消するには、不安を抱えている市民自身が主体的に防犯活動に参加し、課題が解消しつつあることを実感する必要がある。また、家族や地域から犯罪被害者を出さないように家族や地域の絆を高める努力をすることも必要である。こうしたことを説明し、市民が高いモラルを持ち、包容力に満ちた存在として行動するように心がけるべきことを明確に記述すべき。</p> <p>(1件)</p>	

43	<p>「基本理念」が概括的にしか示されておらず、本条例が日本国憲法で保障されている基本的人権を否定する要素がうかがわれる。</p> <p>(1件)</p>	<p>「基本理念」は、市民、事業者及び市が連携・協力して、市民の自主性及び自立性の尊重や個人のプライバシーへの配慮といった事項を基本として、安全で安心なまちづくりを推進するという、この条例の考え方を示したものです。</p> <p>また、この条例により日本国憲法で保障された基本的人権が否定されるものではありません。</p>
44	<p>任意の地域防犯団体が「監視活動」を行うことを認めると、プライバシーを侵害する強い恐れがある。</p> <p>「プライバシーに配慮する」とあるが、懇談会における検討内容、市としての検討内容を聞きたい。</p> <p>(2件)</p>	
45	<p>「プライバシーに配慮する」という規定があるが、これだけでは配慮すべきプライバシーの具体的な内容や問題点などを把握し、対策を考えているとは思えない。</p> <p>(1件)</p>	<p>この条例は、監視活動を地域防犯団体に対して認めたり、不審者情報の収集を目的とした地域防犯団体と住民の連携や情報の提供などを強制する趣旨のものではございません。</p> <p>当該規定に関しましては、条例検討懇談会において出された「地域活動を推進させたいが、プライバシーの保護にも配慮しなければならない実情がある」という意見や、他都市の同様の条例の規定内容、各種文献等を参考に検討を行ってまいりました。</p>
46	<p>プライバシーの保護は大切であるが、「プライバシーに配慮する」という規定は、それが強調され過ぎていてはないか。(1件)</p>	<p>なお、条例制定後は、パンフレット等にプライバシーに配慮すべき事柄を具体的に掲載するなど、周知に努めてまいります。</p>
47	<p>プライバシー保護の観点から、不審者情報の収集を目的とした地域防犯団体と住民の連携や情報の提供などは強制すべきではない。特に、条例の策定にあたってはプライバシーポリシーを謳い、強制しないことと、個人の自由を明文化すべきである。(1件)</p>	

＜市民、事業者及び市の役割に関すること（15件）＞		
No.	意見の概要	札幌市の考え方
48	防犯は警察だけの仕事ではなく、市民全員が一丸となって取組を進めるべき。（1件）	安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に進めていくためには、市民、事業者及び市、そして警察などの関係機関との連携が重要であると考えております。
49	警察だけではなく、市も安全で安心なまちづくりの推進に関わることは非常にありがたい。（2件）	
50	市民に努力義務であっても役割を課すことは、防犯という名の監視社会化に過ぎず、また、地域防犯活動に参加したくない市民を地域の中で孤立させる恐れがあり、参加しない自由を排除しかねない内容である。（1件）	安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に進めていくためには、市民と事業者との連携が非常に重要になることから、それぞれの役割を条例に掲げたものであります。 また、ご懸念のような方向に進まないように、この条例による安全で安心なまちづくりは、「基本理念」で掲げているとおり、市民の自主性及び自立性を尊重し、地域の特性及び実情に応じて推進することを原則としたものであります。
51	市民の役割は削除すべき。 （1件）	
52	市民の役割で、防犯協会、交通安全協会、連合町内会との密接な繋がりが必要である。（1件）	この条例における「市民」とは、「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」としておりますので、ご意見のような団体も含まれることとなります。
53	各地域で防犯活動に取り組んでいる団体があるが、これらも安全で安心なまちづくりにおける主体として捉え、条例上盛り込んではどうか。（1件）	
54	「事業者」とは何か。（1件）	市内において、営利、非営利を問わず、一定の目的をもって活動する者又は団体をいいます。

55	<p>素案上、市が最後尾になっている主体の並び順を改め、「市、事業者及び市民」というように先頭に移動し、市の積極性をもっと出すべき。(1件)</p>	<p>安全で安心なまちづくりは、地域のことは自分たちで考え、決め、行動し、より良くしていくといった市民自治によるまちづくりの一環として位置づけていることから、素案上の並び順は、「市民、事業者及び市」としていたところでは、</p> <p>札幌市は、この条例に掲げた基本施策に基づき、さまざまな取組を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
56	<p>防犯は、やはり警察の役割が大きいですが、本素案では警察と市の役割の違いが曖昧である。(1件)</p>	<p>防犯に関わる警察の役割は、警察法で責務として明確に規定されております。</p> <p>なお、この条例の「市の役割」の「関係機関との連携」の中に、警察も含まれます。</p>
57	<p>事業者と市が、役割を十分に果たさない場合のために、責任者の処罰規定を設けるべき。(1件)</p>	<p>この条例では、自主・自立性及び地域実情に応じた取組の推進を「基本理念」に掲げているとおり、規制を目的としたものではないことから、処罰規定を設けることは適切ではないと考えております。</p>
58	<p>通学路などにおける枝の生い茂り等の危険な行為に対する罰則を盛り込めないか。(1件)</p>	
59	<p>条例の執行機関に「行政警察権」のような権限を付与することになるのか。(1件)</p>	<p>そのような考えはありません。</p>
60	<p>近隣市町村との連携等についても条例に盛り込む必要があると思う。(1件)</p>	<p>この条例の「市の役割」の「関係機関との連携」の中に、他市町村も含まれます。</p> <p>また、条例制定後は、安全安心どさんこ運動等を進めている「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」へ積極的に参画し、連携を深めてまいります。</p>
61	<p>北海道などでも、安全安心どさんこ運動等の取組を進めているので、これらとの関連性も協議してほしい。(1件)</p>	<p>この条例の「市の役割」の「関係機関との連携」の中に、他市町村も含まれます。</p> <p>また、条例制定後は、安全安心どさんこ運動等を進めている「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」へ積極的に参画し、連携を深めてまいります。</p>

＜基本計画の策定に関すること（８件）＞		
No.	意見の概要	札幌市の考え方
62	素案は立派なものとなっているが、これが机上のプランとならないように指導してもらいたい。 (1件)	
63	地域活動者への情報提供と地域防犯活動を促進させ、実効性のある条例となることを望む。(1件)	
64	条例を制定しただけで終わるのではなく、あらゆる手法で推進してもらいたい。(1件)	
65	基本計画の策定は、部署別の役割を具現できる形（5W1Hをしっかりと意識して）で議論を進めるべき。(1件)	
66	実効性の確保は、基本計画にかかっているのので、どのような内容にするのが重要である。(2件)	条例に掲げた、札幌市が行う安全で安心なまちづくりに関する基本施策を着実に実施できるように、基本計画の策定を進めてまいります。
67	刑法犯の認知件数に表れてこない暗数として、児童に対するいたずら行為や性犯罪等は相当数に及ぶことが考えられるため、条例の実効ある運用を望む。(1件)	いただいたご意見については、策定に際する貴重なご提案として参考にさせていただきます。
68	基本計画の策定にあたっては、「人材の育成・確保」を最重点事項とすべき。また、モデル地域を設定し、そこでの成果を具体的に波及させる手法も盛り込むことが大切である。(1件)	

＜市の施策に関すること（42件）＞		
No.	意見の概要	札幌市の考え方
（広報及び啓発・市民の取組への支援（21件））		
69	地域での防犯に対する意識づけを行うための講演実施を条例に盛り込むことを望む。（1件）	この条例では、札幌市が実施する基本施策として「広報・啓発」を掲げております。 いただいたご意見については、基本計画の策定に際しての貴重なご提案として参考にさせていただきます。
70	法人又は団体に対する表彰を盛り込めないか。（1件）	
71	安全で安心なまちづくりの推進には、条例を市民が理解し、自立する意識を市民レベルに定着させる手法が求められている。（1件）	
72	広報等を活用し、近隣住民がもっと関心を持てるような啓発をしてほしい。（1件）	
73	市は、活動をしていない人達が活動を始めるような後押しをしていくことを望む。（1件）	
74	市民の取組への支援などは、地域防犯活動者に心強く、期待できるものである。（1件）	
75	犯罪に関する情報が少ない。 （1件）	
76	地域のまちづくりセンターを核として、連合町内会、単位町内会、町内会員と順に考え方が伝わる仕組みを構築していったらどうか。 （1件）	
77	情報の一元化とリアルタイムの情報の発信をするためにも、まちづくりセンターを中心として軌道に乗せられないか。（1件）	
78	取組への支援における情報の支援では、インターネットシステムの構築が必要である。（1件）	

79	<p>地域ごとに防犯マップのようなものがあって、何か困ったことがある場合は、ここに相談できるということが一目でわかるようになると良い。(1件)</p>	
80	<p>回数づくりのための研修は不要である。資料がしっかりとある研修を望む。(1件)</p>	
81	<p>地域ボランティア団体への経費等の支援を明確にしてほしい。 (4件)</p>	
82	<p>活動物品を揃えるにも負担があるため、市からの補助金に期待する。(2件)</p>	
83	<p>地域と協力といっても地域活動者の高齢化があり、かなり疲弊している。学生などが一緒に活動すれば、彼らにとっても将来プラスになるのではないか。(2件)</p>	
84	<p>市民への支援では、どのようなものが予定されているのか。 (1件)</p>	<p>例えば、以下のような支援項目が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防犯活動の効果的な手法やノウハウの提供などの情報の支援 ・ 研修会の実施などを通じた人材の育成支援 ・ 公共施設等を活用した活動の場の支援 ・ 地域防犯活動への助成などの財政的支援 <p>さらに具体的なメニューについては、今後、市民ニーズ調査の実施などを通じ、より多くの市民の皆さんの声を伺いながら、検討してまいります。</p>

(公共施設の整備等 (1件))		
85	<p>犯罪の防止に配慮した環境の整備などのまちづくりは、優先して行う課題であり、条例を待ってでは後ろ向きではないか。</p> <p>「公共施設の整備等」は、削除すべき。(1件)</p>	<p>市民、事業者及び市が、安全で安心なまちづくりに向けた理念を共有し、将来に向け、連携・協力しながら取組を進めていくためにも、基本的なルールや仕組みを条例という形で市民と約束し、しっかりと位置づけることが適切であると考えております。</p> <p>したがって、条例で「公共施設の整備等」を明確に位置づけ、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めてまいります。</p>
(連携体制の整備 (14件))		
86	<p>地域防犯活動には一定の効果が あり、市内全域に広がる ことが望ましい。(1件)</p>	<p>安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に進めていくためには、市民や関係機関との連携が非常に重要となることから、協議会を設置することとしております。</p> <p>協議会の設置に際しましては、事業者や地域防犯団体、北海道警察をはじめとする関係機関にこの協議会への参加協力を依頼し、市内の犯罪情勢に関する情報共有や地域防犯団体が抱える課題の解決のための共同検討などを通じ、安全で安心なまちづくりのため、一層の連携・協力を図ってまいります。</p>
87	<p>基本理念で各主体が連携する とあるが、どの程度の連携 なのか。簡単なようで一番 の問題点であり、連携が うまくいかないと取組も うまく進まないのではない か。(2件)</p>	
88	<p>立派な条例が制定される だろうとはうかがえるが、 条例が安全・安心を約束 するものではなく、市民 と関係機関が一体となっ て地に足のついた行動が あってはじめて実効があ がると思う。(1件)</p>	
89	<p>市民、事業者及び市の三者 に、プロである警察関係 者が加わることを望む。 (1件)</p>	
90	<p>札幌市と道警が情報交流 を密接に行い、それが市 民に反映されることを望 む。(1件)</p>	
91	<p>札幌市は、警察と連携し ながら、きちんとバラン スを取って取組を進め てほしい。(1件)</p>	

92	連携体制の整備において、協議会の設置等は理解できるが、地域ボランティア団体との連携方法が不明である。(1件)	
93	現在、地域に積極的に貢献している事業者が増加しており、行政は事業者と地域の連携の橋渡しになることを期待する。(1件)	
94	協議会などにより、連携体制の整備が必要かと思うが、それをどの範囲で設置し、構成員数の規模をどうするのか。地域の特殊性を考慮した実効ある協議会設置の検討を望む。(2件)	<p>連携体制の整備は、全市又は区レベルで協議会等を設置することを想定しております。</p> <p>また、構成員数については、関係機関・団体と協議しながら、最適な人数のあり方などを検討してまいります。</p>
95	連町単位ごとに関係者が参加できるなど、区ごとの「地域防犯協議会」の結成を希望する。(3件)	
(犯罪被害者等への支援 (6件))		
96	不幸にして犯罪にまき込まれた被害者、または家族には、関係機関や近隣者は物心両面にわたり何らかの支援が必要である。(1件)	犯罪等の被害にあった方々やそのご家族等には、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることのない支援が必要です。
97	被害者支援は、財政面だけでなく、関係者・団体のネットワークづくりなど質的向上を図る余地がある。(1件)	支援を行うにあたっては、行政機関や民間団体との連携が重要であり、既存のネットワークの活用も含めて、積極的に関係機関と連携を図ってまいります。
98	犯罪被害者とは、既届のみでなく警察に届けられない事件の被害者も含まれるのか。未届(親告罪の告訴がない場合を含む)の被害者支援はどのように対処するのか。(2件)	条例の犯罪被害者等には犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者も含まれますので、警察への届け出の有無は問いません。したがって、未届の被害や親告罪の告訴がない場合でも、その状況に応じて専門機関の紹介などを通じ、問題解決を図るなど、被害者等を支援してまいります。

<p>99</p>	<p>条例検討懇談会でほとんど話題にならなかった被害者支援を条例に盛り込むのは疑問である。</p> <p>被害者支援は国政レベルの問題であり、この条項は別に改めて検討する事項である。「犯罪のない安全で安心なまち」をつくることと「犯罪を前提」とした被害者支援は主旨になじまない。(1件)</p>	<p>条例検討懇談会においても被害者支援の必要性は議論されており、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりには、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取組や環境づくりを進めるとともに、不幸にして犯罪等の被害者となった場合の支援は欠かせないと考えております。</p> <p>犯罪被害者等基本法においては、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた被害者等への支援を行うことが定められており、札幌市も関係機関と連携しながら支援を行うことが求められております。</p>
<p>100</p>	<p>犯罪被害者への支援については、日本国全体で平等に行う行為であり、緊急の必要な案件なら市議会で意見書を決議し、関係方面に意志を示すことと考える。</p> <p>(1件)</p>	

＜犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会に関すること（7件）＞		
101	審議会と市議会の関係を整理し、明示すること。（1件）	<p>審議会は、条例に基づき設置される札幌市の附属機関であり、市長の諮問に応じ、札幌市が行う安全で安心なまちづくりの推進等に関する具体的かつ個別的な課題や方策などに関して調査・審議していただくものがあります。</p> <p>したがって、市議会とは役割が明確に異なります。</p>
102	審議会は、コンパクトで年齢が偏らない構成となることを希望する。（1件）	<p>審議会の委員の人選や運営は、いただいたご意見を十分尊重しながら、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき、適正に行ってまいります。</p>
103	審議会委員は、識者だけでなく、一般市民からも選ぶなど、人選は慎重に行うべき。（1件）	
104	審議会は、委員を公平に選んだり、事務局を独立したものとするなど、運営が適切に行われることを望む。（1件）	
105	審議会の委員には、報酬を支払って責任ある審議をしてもらうことが重要である。（1件）	
106	札幌市の人口に対して審議会の委員が15名では少ないため、適切な議論ができないのではないかと。そこで、各区や各地区にも審議会を設置して議論させてはどうか。（1件）	
		<p>審議会は、条例に基づき設置され、市長の諮問に応じ、課題等について検討するものがあります。</p> <p>各区や各地区から出された意見については、別途設置する協議会で意見交換を行っていただくこととなりますが、それらの意見についても審議会にしっかりと伝え、市民の皆さんの声を安全で安心なまちづくりに反映してまいります。</p> <p>また、委員数については、この事案に関して必要となる関係団体数の他、同様の条例を制定している他都市の審議会や札幌市の他の審議会の委員数なども参考に比較考察し、設定しております。</p>

107	審議会の議事録、資料、領収書を添付した財政支出明細を公開すること。(1件)	審議会での議事録や資料等は、ホームページで公開する予定です。 また、経費の支出に関しても個人情報等の非公開内容を除き、請求手続きに基づき原則公開されるものです。
-----	---------------------------------------	---

< 素案に掲げた事柄以外に関すること（2件） >

No.	意見の概要	札幌市の考え方
108	しっかりと管理されていない空家、空地への立ち入りや安全のための助言など、最小限度の安全措置等ができるよう規定してほしい。（1件）	いただいたご意見は、市民や事業者の役割として重要な事柄ですので、札幌市としましても適切な管理が行われるよう、広報・啓発を積極的に行ってまいります。
109	町内会に財政的な負担や作業的な負担を強いるような条項を設けたときは、必ず予算の裏づけをしてほしい。（1件）	ご意見の趣旨のような条項を設ける考えはございません。

【条例素案に関すること以外のその他の意見（17件）】

意見の趣旨のみ掲載させていただきます。

No.	意見の概要
110	地域活動に関すること（5件）
111	交通関係の問題に関すること（3件）
112	警察への要望に関すること（2件）
113	公開資料のわかりやすさに対する評価に関すること（2件）
114	市の不祥事等に係る報道に関すること（1件）
115	携帯電話の問題に関すること（1件）
116	ゴミ出しのマナーに関すること（1件）
117	パブリックコメントの手法に関すること（1件）
118	行政が保有する個人情報の外部提供に関すること（1件）

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する 条例（案）の策定について

札幌市では、皆さんからいただいたご意見を参考に、以下のように条例（案）をとりまとめました。この条例（案）は、2月12日に招集が予定されている平成21年第1回定例市議会に上程することといたしました。市議会において議決がなされたならば、条例制定の手続きを経て、4月1日に施行する予定です。

市民の皆さんから寄せられた貴重なご意見を参考にしながら、今後の犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

（基本理念）

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う

暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

専	門	委	員	報酬日額	12,500円
---	---	---	---	------	---------

」

を

「

	犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員				
専	門	委	員	報酬日額	12,500円

」

に改める。

市政等資料番号

01 - A01 - 08 - 1163